

時間外労働 に関する協定届
休日労働

事業の種類		事業の名称			事業の所在地(電話番号)			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定 労働時間	延長することができる時間			期 間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
下記 に該当 しない労 働者								
1年単 位の变形 労働時間 制により 労働する 労働者								
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定休日	労働させることができる休日並びに 始業及び終業の時刻			期 間

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

()

年 月 日

職名
氏名

使用者
氏名

印

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第11項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
(1) 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超過して延長することができる時間であって、1日以内での限度となる期間を記入すること。
(2) 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超過して延長することができる時間であって、同法第36条第11項の協定で定められた1日を超え、3箇月以内の期間及び1年以内での延長することができる時間の限度に於いて、その上欄と当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を添削書きし、その下欄に、当該期間並びに、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
- の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間より労働する労働者(労働時間が3箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。
- 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

(別 添)

時間外労働及び休日労働に関する協定書

_____ (以下「甲」という。)

_____ は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第2条 甲は、就業規則第_____条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数（満18歳以上の者）	延長することができる時間				期間
				1日	1日を超える一定の期間（起算日）			
					2週 （ ）	1箇月 （ ）	1年 （ ）	
下記に該当しない労働者								
1年単位の变形労働時間制により労働する労働者								

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（労働省告示。以下「改善基準」という。）に定める4週間についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第_____条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻	期間

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める4週間についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも平成____年____月____日とする。

2 本協定の有効期間は、平成____年____月____日から平成____年____月____日までとする。

平成____年____月____日

労働者代表

印

使用者

印